解散公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日をもって解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年一月二十三日
香川県仲多度郡多度津町本通一丁目三番二二号　有限会社日の出クリーニング商会
清算人　正木　明文

解散公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年一月二十三日
長崎県佐世保市松浦町四番一一号　有限会社エイチ・エス工房
清算人　坂本　正一

解散公告

当社は、平成二十七年一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年一月二十三日
熊本県天草市河浦町今田三〇五六番地　株式会社九州協和
代表清算人　山口　巌雄

解散公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年一月二十三日
熊本県八代市鏡町塩浜三九二番地の一〇　有限会社一興商事
清算人　竹本　一哉

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年十二月二十五日付東京都知事による解散認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年一月二十三日
東京都新宿区西新宿八丁目一六番一―一〇〇四号　西新宿八丁目成子地区市街地再開発組合
代表清算人　小川　隆正

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年一月二十三日
東京都千代田区神田鍛冶町三丁目二番地四　第二冨士ビル　財団法人建設経済調査会
清算人　新津　紀彦

解散公告（第一回）

神沢原土地改良区は、平成二十六年十二月二十五日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年一月二十三日
静岡県静岡市清水区庵原町一番地　清算法人神沢原土地改良区
清算人代表　繁竹　健治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年九月六日開催の臨時社員総会の決議並びに秋田県知事の認可により平成二十六年十一月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年一月二十三日
秋田県湯沢市前森三丁目三番一八号　医療法人久保胃腸科内科医院
清算人　久保　信之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十二月二十二日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年一月二十三日
京都府宇治市炭山土井谷一六番地　医療法人社団かつき診療所
清算人　香月　昭人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年八月三十一日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、平成二十六年十二月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十七年一月二十三日
大阪府交野市星田北三丁目三四番六号　医療法人渡辺内科クリニック
清算人　渡辺　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市渋川二一七五番地、最後の住所群馬県渋川市渋川八六一番地九　被相続人　亡　花見勝太郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年一月二十三日
群馬県前橋市千代田町一丁目一四番二〇号　相続財産管理人　弁護士　藤口　光洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県安中市中宿六八一番地、最後の住所群馬県藤岡市藤岡二八六二番地　養護老人ホーム藤野園　被相続人　亡　金井イソノ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年一月二十三日
群馬県安中市安中三丁目一二番三六号　相続財産管理人　三輪　覚源

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市南区松本一丁目七番、最後の住所埼玉県さいたま市南区松本一丁目七番五号　被相続人　亡　市瀬　豊
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年一月二十三日
埼玉県川口市芝新町七―一二森ビル三階　相続財産管理人　吉村孝太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市御幸町四八七番地、最後の住所埼玉県所沢市御幸町四番六号　被相続人　亡　長谷川文子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年一月二十三日
事務所埼玉県所沢市御幸町一―一六―二五　○八スカイライズタワー二五階　相続財産管理人　弁護士　坂下　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市相上一八六九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　高橋　征治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年一月二十三日
事務所埼玉県熊谷市筑波一丁目五六番一号　ワンチスクエアビル二階丸田・白石法律事務所　相続財産管理人　弁護士　白石　悟史

社会福祉法人設立のお知らせ

平成二十六年十二月二十五日、新潟地方法務局にて設立登記を完了し、社会福祉法人ウエルネスがここに発足しましたのでお知らせします。
平成二十七年一月二十三日
新潟県見附市南本町三丁目五番二二号　社会福祉法人ウエルネス
理事長　佐野　守利